二　船員の労働時間の状況の把握に関する事項
三　船員の健康状態の把握に関する事項
四　船員からの職業生活に関する相談に関する事項
2　法第六十七条の二第二項の国土交通省令で定める措置は、勤務時間の変更、作業の転換、乗下船の時期の変更、研修の実施その他の適切な措置とする。

第四十五条の四　船舶所有者は、法第六十七条の二第三項の措置を講ずるに当たっては、当該船員の健康状態が良好であることが明らかである場合を除き、当該船員の健康状態その他の実情について医師の意見を聴くものとする。

（新設）

附　則

第二条　第十条第五項、第十六条の四第一項、第四十二条第二項及び第四十五条第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「五年」とあるのは、「三年」とする。

（新設）

第三条　（略）

第二条　（略）

第一号書式第二表記載心得1及び記載心得2を次のように改める。

1　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

2　船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあつては、従事する漁業の種類を記載すること。

第一号書式第二表中記載心得4を記載心得5とし、記載心得3の次に次の記載心得を加える。

4　船長の住所及び氏名欄において船長が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

第一号書式第四表記載心得2中「付記すること。」の下に「なお、船員が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。」を加え、同表記載心得7及び記載心得9中「記載し、船員の確認を受けること」を「記載すること」に改め、同書式第六表中記載心得10を記載心得11とし、記載心得6から記載心得9までを1ずつ繰り下げ、同表記載心得5中「記載すること。」の下に「なお、乗組員が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。」を加え、同記載心得を同表記載心得6とし、同表中記載心得1から記載心得4までを1ずつ繰り下げ、同表に記載心得1として次の記載心得を加える。

1　船長名欄において船長が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

第二号書式第二表中記載心得4を記載心得5とし、記載心得3の次に次の記載心得を加える。

4　船長の住所及び氏名欄において船長が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

第二号書式第五表記載心得6中「記載すること。」の下に「なお、取調べに立ち会つた者が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。」を加える。

第六号書式及び第八号書式中「船　　長　船舶所有者」を削る。

第十二号書式中「申請者氏名（ふりがな）」を「申請者氏名（ふりがな）（□　旧姓併記を希望する。）」に改め、記載心得2を記載心得3とし、記載心得1を記載心得2とし、同記載心得の前に次の記載心得を加える。

1　船員手帳への旧姓併記を希望する場合は、□にレ点を付し、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

第十三号書式中「事項」の下に「（□　旧姓併記を希望する。）」を加え、同書式記載心得1中「附すること。」を「付すること。なお、旧姓併記を希望する場合は、□にレ点を付し、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。」に改める。

第十四号書式中記載心得3を記載心得4とし、記載心得2を記載心得3とし、記載心得1を記載心得2とし、同記載心得の前に次の記載心得を加える。

1　元の船員手帳において旧姓が併記されている場合は、申請者氏名の氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

第十六号書式第三表中

氏名及び性別（ふりがな） Name

を

氏名及び性別（ふりがな） （旧姓） Name （Former surname）

に改め、同書式第四表を次のように改める。